# 高等教育機関の多様な展開

# (一)法人化後二年を経た国立大学の状況について

(i)「大学ごとに法人化」し、自主的な大学運営を確保

層しっかりと果たすことを目的とするものである。

- (ii) 責任ある経営体制の確立
- (iii)「学外者の参画」による運営システムを制度化 (ⅳ) 国家公務員法体系にとらわれない弾力的な人事シス
- (V) 評価による事後チェック方式へ移行

テムへの移行

### ①国立大学の法人化の意義 国立大学及び大学共同利用機関は、平成一五年七月に公

され、八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人 発足した。 布された国立大学法人法により平成一六年四月から法人化 (人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構等)が

下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の て位置づけられており、国の予算制度や国家公務員法制の

これまでの国立大学は、基本的には行政組織の一部とし

り、自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環 境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づ 法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことによ 実、産学連携・地域貢献の促進等、様々な取組が積極的に 法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じ て、経営体制の確立、教育・研究の活性化、学生支援の充 改革と個性化し 法人化後二年を経た現在、各国立大学法人においては、

②国立大学法人における改革の推進状況―進む大学の意識

なされており、今後の展開が期待されている。

くりに取り組み、国民や社会の期待にこたえてその役割を

○学生提案の新授業科目の開設や学生の視点からの授業評 価アンケートの改善など学生参加型のファカルティ・デ ィベロップメントを実施(岡山大学)

○学生にとって各科目の難易度、関係及び体系性の理解を を導入 (新潟大学) 容易とする「分野・水準表示法(ベンチマークシステム)」

○学内外の異分野研究者などの交流を目的に「名大サロン」 を月一回開催(名古屋大学)

○総長裁量経費による「研究スーパースター支援プログラ きる自由度の高い経費を措置(九州大学) 研究以外の業務をサポートするための人件費等に充当で ム」を立ち上げ、研究水準・実績の優れた研究者に対し、

人事システム

8

○大学院学生の海外における学会・研究集会への参加を支 援する「学術研究活動等奨学事業」を新設し、 全学で七

二名を支援(東京大学)

(;;) 学生サービス・支援の充実

○就職相談室を設置し、民間企業の元人事担当者をキャリ アアドバイザーとして配置(京都工芸繊維大学)

○学生二○人に一人の割合でアドバイザー教員を配置。ま

談コーナー」による多様な相談受付(年間約四〇〇〇件) を構築(山形大学) を行う学習支援システム「YUサポーティングシステム」 た、学習サポートルームに教員を配置し、「なんでも相

○附属学校部に保育所「いずみナーサリー」を附設し、 創設(お茶の水女子大学) 学院生の保育料の半額を負担する「教育支援奨学金」を

(ⅲ) 学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的な ○民間金融機関との連携により、 学融資制度を創設 (島根大学) 大学独自の利子補給型築

○学長補佐体制を強化するため、学長直属の組織として、 ら独立した「評価室」を設置し、経営戦略の企画立案体 担当理事が室長を努める五つの「総長室」及び総長室か 制を整備(北海道大学)

○企業等の学外者を幹部職員へ登用し、大学広報や就職支 援体制を強化(東京大学、埼玉大学等)

○事務職員としてのキャリア支援課長を民間公募し、 採用

○現職教員や指導主事等の学校現場における教育経験を有

する者を一定の任期を付して教員に採用する制度を整備 (上越教育大学)

出し、文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を

(.iv) 地域再生への貢献及び産学連携の促進

○放課後の学習相談をはじめ児童生徒の学習意欲向上に協 県内の小学校に派遣(奈良教育大学) 力するため、在学生を「放課後学習チューター」として

○IT技術を活用して、離島や過疎地との遠隔医療相談や カンファレンスを行い、地域医療に貢献(山口大学)

○一般市民が学生と正規の授業を共に受講する「生涯学習 四一科目を低料金で市民に開放(福井大学) 市民開放プログラム」を設け、前期一二六科目、後期一

○起業家育成を目的とした公開講座「起業家育成講座」を 実施(九州工業大学)

③各国立大学法人における各種状況の公開等について ては、平成一六年度の法人運営の状況について、 法人化後最初の事業年度を終えた国立大学法人等におい 中期計画

を順調に実施しているかどうか、国立大学法人評価委員会

の調査、分析に基づく評価を受けた。また、平成一六年度

の決算については、各法人が財務諸表を文部科学大臣に提

特集・平成18年度高等教育行政の展望

実現したものである。各法人においては、このような仕組 会に説明を行うこのような仕組みは、法人化により初めて とに自ら把握・分析し、その改善を図るとともに、広く社 表は、いずれも広く社会に公開されている。 踏まえた上で、その承認を行った。この評価結果や財務諸 このように、業務運営や財務の状況について、各法人ご

④平成一七年度における国立大学法人制度の改正について

みによるものも含めて、より透明度の高い大学運営を行う

べく様々な工夫をしている。

(i) 富山大学等の統合と筑波技術短期大学の四年制大学 化について

ころであり、 ては、平成一八年四月より初めての学生受入れを行ったと 大学である筑波技術大学となった。これらの新大学におい れ、新富山大学となり、また、筑波技術短期大学が四年制 ある富山大学、富山医科薬科大学と高岡短期大学が統合さ 改正する法律」により、平成一七年一〇月より、富山県に 平成一七年五月に公布された「国立大学法人法の一部を それぞれ統合及び四年制大学化の趣旨を生か

### (二) 公立大学の法人化について

公立大学は、 平成一七年度に六大学(うち四大学は再編

> 割合は、五%弱になっている。近年、高齢社会の到来や、 学数が急速に増加しており、そのような観点からも、 学(短期大学を除く。)に占める割合は一〇%超、 統合による。)が新設され、平成一七年四月現在では七三 大学の果たす役割は大きくなっている。 (募集停止中のものを除く。) 設置されており、国公私立大 介護保険制度の導入に伴い、保健衛生関係大学を中心に大 学生の

を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、 それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国 る地方公共団体の政策をより直接的に体現するという役割 とは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみな 際社会への貢献が期待されている。 方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者であ らず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地 公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開するこ

共団体の判断により法人化することが可能となっている。 が施行され、これにより公立大学も、 ての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」 平成一六年四月に、地方独立行政法人とその一類型とし 設置者である地方公

公立大学法人制度は、地方公共団体が公立大学の改革を

となるものと考える。 な環境の下、教育研究や地域貢献など、地域の特色を生か 図り、大学における教育研究の特性を踏まえつつ、自律的 した高等教育機関として更に発展するための有効な選択肢

表したところである。 地域貢献など幅広い観点で各法人の取組状況を把握するた れているが、これまで、各地方公共団体や大学等から、法 めに、七法人にアンケート調査を実施し、その調査結果を いることから、文部科学省として、法人経営、教育研究、 人の取組に関して情報提供を求める意見が多数寄せられて 「公立大学の法人化を契機とした特色ある取組」として公 同制度創設以降、平成一七年四月現在で七法人が設立さ

#### (三) 私立大学の充実

・平成18年度高等教育行政の展望

#### ①私立学校の現状

学生生徒などの割合は、 きく貢献している。平成一七年現在、私立学校に在学する 研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育 大学・短大で約七五%、 専修学

> 約八〇%を占めるにいたっている。 校・各種学校で約九五%、高等学校で約三〇%、 幼稚園で

各学校法人が、個性豊かな学校づくりを推進しつつ、経営 境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、 基盤のさらなる充実に努めていくことが求められている。 の学校においては、定員の充足が困難になるなど、 一方で、少子化の進行等の社会経済の変化により、 経営環

### ②私立学校への財政措置

を図り、 成を行っている。 み、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減 学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんが 私立学校の経営の健全性を高めるために、 私学助

### 私立大学等に対する助成

#### ①私立大学等経常費補助

件費等)について、 五〇〇〇万円を計上している。 年度予算においては、対前年度二〇億円増の三三一二億 (教職員の人件費、学生の教育、教員の研究に必要な物 私立の大学、短期大学及び高等専門学校の経常的経費 学校法人に補助している。平成一八

# ②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

### ③私立大学等研究設備等整備費補助

田を計上している。<br/>
私立大学における学術研究に必要な研究設備並びに私<br/>
立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門<br/>
課程)における学術研究又は教育に必要な情報処理関係<br/>
課程)における学術研究又は教育に必要な情報処理関係<br/>
課程)における学術研究に必要な研究設備並びに私

### (2) 私立高等学校等に対する助成

### ①私立高等学校等経常費助成費等補助

稚園及び特殊教育諸学校の都道府県が行う私立高等学校私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼

一○三八億五○○○万円を計上している。
等に対して国が補助することとし、対前年度五億円増の育を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校育を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校の経常費助成費に対して国が補助することにより、各等の経常費助成費に対して国が補助することにより、各

## ②私立高等学校等施設高機能化整備費補助

○億七八○○万円を計上している。

○億七八○○万円を計上している。

○億七八○○万円を計上している。

○億七八○○万円を計上している。

## ③私立高等学校等IT教育設備整備推進事業

年度予算では一三億円を計上している。るIT機器の購入費の一部を補助するもので、平成一八るIT機器の購入費の一部を補助するもので、平成一八

### 私立学校施設高度化推進事業費補助

5に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画

一一億八九〇一万円を計上している。 助成するため、平成一八年度においては、対前年度同額の日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、

## (4) 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

需要を勘案し、六○○億円の貸付を計画している。校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の教育研

### ③私立学校に関する税制

法人税の軽減税率が適用される。

法人税の軽減税率が適用される。

法人税の軽減税率が適用される。

法人税の軽減税率が適用される。

・平成18年度高等教育行政の展望

(控除除外額) について寄附金控除が認められている。平いては、総所得の三〇%を限度として、一万円を除いた額人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付につ他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法

成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、こととされている。また、企業等の法人からの寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの(受配者指定寄附金)については、小額寄附促進の観点から、この成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この

とが期待される。

多めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展するこ活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に

### ④経営困難校に対する対応

少を見据えながら、中・長期的な計画を策定し経営基盤のつ、質の保証に努めるとともに、長期的な一八歳人口の減難を回避すべく、それぞれが魅力ある教育研究を推進しつしさを増しつつある。こうした中、各私立学校の経営環境は厳短期大学で約四○%となるなど、私立学校の経営環境は厳短期大学で約四○%となるなど、私立学校の経営環境は厳短期大学で約四○%となるなど、私立学校の経営環境は厳知がである。こうした中、各種は、平成一七年度に社会・経済情勢の変化に伴い、例えば、平成一七年度に

人への対応方針について」を取りまとめたところである。 問題への対応として、平成一七年五月「経営困難な学校法 ら、文部科学省では、少子化等による私立学校の経営困難 社会的にも大きな影響を及ぼすことが予想されることか この対応方針では、「私学の自主性の尊重」と「学生の就 しかしながら、仮に私立学校が経営困難に陥った場合

ないための事前の指導・助言の在り方や、仮に経営困難に 学機会の確保」を基本として、学校法人が経営困難に陥ら 陥った場合の対応方策等について、現時点における考え方

に対し自主的な経営改善努力を支援することとしている 引き続き、この対応方針に基づき、経営困難な学校法人 不断の経営改善努力を期待したい。 各学校法人においても、経営困難な状態に陥らないよ

はじめとする国・公・私立大学等に進学している。

たる四一一三人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学を

#### 四 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、 実験

> 三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、 果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は 立四校、私立三校の計六二校が設置されているが、その教育成 りの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる 会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、 徴とする高等教育機関である。昭和三七年の創設以来、社 実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を特 平成一七年三月の高等専門学校卒業者のうち約四一%に当 一○倍前後であり、例年一○○%近い就職率となっている。 人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。 また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学 工業の分野を中心に、平成一八年四月現在、国立五五校、公 ものづく

また、専攻科修了後の大学院進学率も年々上昇傾向にある。 せば同機構から学士の学位を授与されることとなっている。 置されている。これらの専攻科はすべて大学評価・学位授与 技術高等専門学校を含め、現在では六〇の高等専門学校に設 機構の認定を受けており、その修了者は、一定の要件を満た 専攻科は、平成一八年度に新たに設置された東京都立産業

等を積極的に推進している。また、国立高等専門学校にお 結、産業界との連携によるインターンシップ及び共同研究 設する等、教育の一層の充実を図っている。 いては、各高等専門学校間における教員人事交流制度を創 各高等専門学校においては、大学との単位互換協定の締

門学校の創意工夫に基づく柔軟なカリキュラム編成を行う よる教育効果を考慮した単位計算方法を導入し、各高等専 ことが可能となった。 たことにより、授業形態・指導方法の多様性や自学自習に 更に、平成一七年九月に高等専門学校設置基準を改正し

技術者教育の一層の充実はもとより、 などが期待されている。 域の活性化にもこれまで以上に積極的に貢献していくこと に根ざした「地域密着型」連携協力の強化を図るなど、地 今後、各高等専門学校は、これまで行ってきた実践的な 各地域の個性・特色

### (五) 専修学校教育の充実

・平成18年度高等教育行政の展望

### ①専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、

度においては、学校数は三四三九校、生徒数は約七八万人 また在学者数は約六九万人に及んでおり、高等教育機関と 年度では、一九・〇%(大学三九・三%、 及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれて 学校卒業程度を入学資格とする高等課程 学校卒業程度を入学資格とする専門課程(専門学校)、中 に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、 度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一七年 専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五一年に制 図る上でも重要な役割を果たしている。 しての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を いる。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成一七 (高等専修学校) 短大七・五%)、

### ②専修学校教育の振興のための制度改正

な制度改正が行われている。 このような専修学校の重要性にかんがみ、 これまで様々

時数が一七〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校の修了 評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興 に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業 平成七年一月には、専修学校における学習成果を適切に

#### ・平成18年度高等教育行政の展望

以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度専門士」 を踏まえ、修業年限が四年以上で総授業時数が三四〇〇時間 入学が可能となっている。 平成一七年度には二三一九人が 時数が一七〇〇時間以上の専門学校の修了者は、大学への編 大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。 また、専修学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化 また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授業

七年一二月現在、一一九校一九二学科が認められている。 度が、平成一七年九月に創設されたところである。平成一 の称号及び大学院への入学資格を付与することのできる制 さらに、近年の情報通信技術の発展と、各家庭へのブロー

修学校においてeラーニング等を行うことのできる範囲が、 をはじめあらゆる場所での履修が認められることとなった。 現行の二分の一から四分の三に拡大されるとともに、自宅

ドバンド通信の普及等を踏まえ、平成一八年三月より、専

業を引き続き実施している。

と連携したニートに対する職業教育支援事業」や、定年を 迎え退職する中高年を対象にしたキャリアアップ教育のた する職業教育を支援する「専修学校におけるNPO団体等

者に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。

育推進事業」を新たに実施することとしている。 めの講座を実施する「専修学校社会人新キャリアアップ教

う「専修学校教育重点支援プラン」、若年者の職業意識の 応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を行 先導的モデルの開発・導入を図る「専修学校を活用した若 高揚を図る「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」事 者の自立・挑戦支援事業」や、社会的要請の高い課題に対 ラムや、就業を組み込んだカリキュラムの編成についての また、フリーター等の能力向上のための短期教育プログ

専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。 係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、 このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関

#### ③専修学校関係予算

いるNPO団体等との連絡協議会を立ち上げ、ニートに対 予算面に関しては、平成一八年度からニートを支援して